

「愛知県農業水産局及び農林基盤局工事の現場等における遠隔臨場に関する試行要領」の改正 新旧対照表

改 正	現 行	備 考																																						
<p>第4条 機器構成と仕様</p> <p>4-1 機器構成 (略)</p> <p>4-2 仕様</p> <p>(1) 撮影 (映像・音声) 用機器の仕様 (略)</p> <p style="text-align: center;">表-1 撮影 (映像・音声) 用機器の仕様</p> <table border="1" data-bbox="183 421 983 624"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">映像</td> <td>解像度：640×480以上とし、カラー表示であること</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>フレームレート：15fps 以上とする</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音声</td> <td>マイク：モノラル (1チャンネル) 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スピーカ：モノラル (1チャンネル) 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配信用機器の仕様</p> <p>ウェアラブルカメラ等により撮影したデータを配信する機器の仕様は表-2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 配信用機器の仕様</p> <table border="1" data-bbox="172 916 985 983"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・音声</td> <td>転送レート (VBR)：平均 1Mbps 以上</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※映像と音声に係る機器を別々の機器を使用する場合は、別途、協議するものとする。</p> <p>(3) (削除)</p>	項目	仕様	備考	映像	解像度：640×480以上とし、カラー表示であること	(削除)	フレームレート：15fps 以上とする	(削除)	音声	マイク：モノラル (1チャンネル) 以上		スピーカ：モノラル (1チャンネル) 以上		項目	仕様	備考	映像・音声	転送レート (VBR)：平均 1Mbps 以上	(削除)	<p>第4条 機器構成と仕様</p> <p>4-1 機器構成 (略)</p> <p>4-2 仕様</p> <p>(1) 撮影 (映像・音声) 用機器の仕様 (略)</p> <p style="text-align: center;">表-1 撮影 (映像・音声) 用機器の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1120 421 1955 783"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">映像</td> <td>解像度：1920×1080 を基本とし、カラー表示であること</td> <td>通信環境及び目的物の判別が可能であることを勘案して、請負者及び発注者間で協議の上、解像度：640×480まで落とすことができる</td> </tr> <tr> <td>フレームレート：30fps 以上を基本とする</td> <td>通信環境及び目的物の判別が可能であることを勘案して、請負者及び発注者間で協議の上、フレームレート：15fps まで落とすことができる</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音声</td> <td>マイク：モノラル (1チャンネル) 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スピーカ：モノラル (1チャンネル) 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配信用機器の仕様</p> <p>ウェアラブルカメラ等により撮影したデータを配信する機器の仕様は表-2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 配信用機器の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1120 916 1960 1078"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・音声</td> <td>転送レート (VBR)：平均 9Mbps 以上</td> <td>基本的には左記の仕様とするが、撮影用機器の請負者及び発注者間の協議と併せて、平均 1Mbps 以上を選択することができる</td> </tr> </tbody> </table> <p>※映像と音声に係る機器を別々の機器を使用する場合は、別途、協議するものとする。</p> <p>(3) 確認及び記録用機器の仕様</p> <p>監督員が遠隔臨場に使用する機器は、配信された撮影データが確認できる仕様とする。</p>	項目	仕様	備考	映像	解像度：1920×1080 を基本とし、カラー表示であること	通信環境及び目的物の判別が可能であることを勘案して、請負者及び発注者間で協議の上、解像度：640×480まで落とすことができる	フレームレート：30fps 以上を基本とする	通信環境及び目的物の判別が可能であることを勘案して、請負者及び発注者間で協議の上、フレームレート：15fps まで落とすことができる	音声	マイク：モノラル (1チャンネル) 以上		スピーカ：モノラル (1チャンネル) 以上		項目	仕様	備考	映像・音声	転送レート (VBR)：平均 9Mbps 以上	基本的には左記の仕様とするが、撮影用機器の請負者及び発注者間の協議と併せて、平均 1Mbps 以上を選択することができる	
項目	仕様	備考																																						
映像	解像度：640×480以上とし、カラー表示であること	(削除)																																						
	フレームレート：15fps 以上とする	(削除)																																						
音声	マイク：モノラル (1チャンネル) 以上																																							
	スピーカ：モノラル (1チャンネル) 以上																																							
項目	仕様	備考																																						
映像・音声	転送レート (VBR)：平均 1Mbps 以上	(削除)																																						
項目	仕様	備考																																						
映像	解像度：1920×1080 を基本とし、カラー表示であること	通信環境及び目的物の判別が可能であることを勘案して、請負者及び発注者間で協議の上、解像度：640×480まで落とすことができる																																						
	フレームレート：30fps 以上を基本とする	通信環境及び目的物の判別が可能であることを勘案して、請負者及び発注者間で協議の上、フレームレート：15fps まで落とすことができる																																						
音声	マイク：モノラル (1チャンネル) 以上																																							
	スピーカ：モノラル (1チャンネル) 以上																																							
項目	仕様	備考																																						
映像・音声	転送レート (VBR)：平均 9Mbps 以上	基本的には左記の仕様とするが、撮影用機器の請負者及び発注者間の協議と併せて、平均 1Mbps 以上を選択することができる																																						
<p>第9条 その他</p> <p>(1) 遠隔臨場は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に該当するため、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行」と併せて実施する場合は、真夏日の最高気温を28℃に読み替える。</p> <p>(2) 本要領に基づき実施した遠隔臨場について、請負者は発注者からの見積り及び効果検証のアンケート調査等に協力するものとする。</p> <p>(3) 本要領によりがたい場合は適宜、請負者及び発注者の間で協議すること。</p>	<p>第9条 その他</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 本要領に基づき実施した遠隔臨場について、請負者は発注者からの見積り及び効果検証のアンケート調査等に協力するものとする。</p> <p>(2) 本要領によりがたい場合は適宜、請負者及び発注者の間で協議すること。</p>																																							

改 正	現 行	備 考
<p>附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。 (追加)</p>	